商工だより
No. 39

商業道徳を高める運動特集



EXPO'70
万国博を成功させよう
EXPO'70-2-AO-32

奈良商工会議所

アポロが月へ行った
このアポロ十一号には一五〇
万個の部品によってなっている
という

この製作に当った企業が三、〇
〇〇社、その内大企業は一〇%、
残り九〇%が中小企業の力に
よって完成したという

中小企業でもやろうと思えば
何でもやれるんだ"という強い
エネルギー……。

——目　　次——

特　集
高い商業道徳で外来客を迎えよう……2
中村専務に黄授褒賞……3
昭和43年度事業報告及び収支決算……4
永野氏新会頭に就任
　日商第34回通常総会……5
要　望　公害防止条例施行に関し要望…5
会議所のうごき……7
情報化時代を迎えて……12
昭和44年度税制改正……14
機械金属の下請はいかが……15
商店経営生駒山セミナー開催……17
これからの商店サービスの在り方……18
パートタイマーに関する
　社会保険の取扱いについて……20
調　査　協同・協業・集団化に意欲的
　中小企業の意識調査結果……22
随　想　言葉と時代　円地文子…24
中小企業相談所……26
おしらせ
1.産業安全衛生施設特別融資……27
2.産業安全衛生設備に対する減税……27
3.国金の年末融資……28
人材開発コーナー……28
取引照会……28
会員消息……29
第5回観光土産品推奨審査会開催……29
企業の1日ドック……29
小売物価動向表……30
巡回スライド及びテープ名……31

近畿電氣工事株式會社

Kinki Electrical Construction Company, Incorporated.

取締役社長　大森久司
奈良支店長　岸井英夫

日本染織工業株式会社

取締役社長　越智岩太郎

営業種目

輸出・内需・綿・スフ・純毛・化(合)繊・麻蚊帳その他の製織並に染色整理加工
A、製織(綿・スフ・純毛・化(合)繊・麻蚊帳地・服地・芯地・モスリン・その他)
B、染色(綿・スフ・純毛・化(合)繊・麻織物の染色整理加工「特に樹脂加工」)
(キリンモスリン・キリンウール特1号)

本社　本社工場　奈良市大宮町2丁目3番7号　電話奈良(33)4980・5751・5752・5753・5754
西大寺工場　奈良市西大寺町160　電話奈良(33)5755・5756
京都商事部　京都市中京区蛸薬師通東洞院東入る　電話京都(211)3537・3538・3539
同上寝具部　京都市下京区富小路通5条下る　電話京都(351)3187・3214
大阪営業所　大阪市東区淡路町2丁目野口ビル　電話大阪(208)5908

高い商業道徳で外来客を迎えよう

商業道徳を高める運動展開中！

日本万国博覧会の開催を契機として第二会場的な役割をもつ奈良へは内外より多数の観光客が来寧されるものと予想されますが、この機会に奈良の優れた観光と産業の認識を深め今後の飛躍的な発展と国際親善の役割を果すため万全の受入対策を講じなければなりません。
当所では受入の万全を期すため第一の目標を商業道徳の高揚におき県・市連繋のもとに次のような事業を実施展開することに致しましたので御協力をお願い致します。

商業道徳高揚運動
EXPO'70
高い商業道徳で万国博を
正しい値段で親切に
奈良商工会議所

○**商業道徳を高める運動**

期　間
昭和四十四年八月一日から昭和四十五年九月三十日といたします。

運動の目標
この運動は、日本万国博覧会に協力し、商業道徳を高めることを目標とし、
①**高い商業道徳で万国博を、**
②**良いものを正しい値段で親切に、**
を重点として展開いたします。
なお具体的な内容は次の通りであります。

(1)暴利行為はやめましょう。
(イ)標準的な価格またはサービスをしましょう。
(ロ)便乗的な値上げはやめましょう。
(ハ)価格、料金は見やすいように表示しましょう。
(2)粗悪品の販売はやめましょう。
(イ)そのもの本来の用途にたえないような品質劣悪なデザインのものの販売はやめましょう。
(ロ)危険な毒性のあるもの俗悪なもの等の販売はやめましょう。
(ハ)品質、用途の正しい詳しい表示や説明を付けましょう。
(ニ)苦情に対しては誠意をもって処理しましょう。
(3)接客サービスの向上改善をはかりましょう。
(イ)外客に対しては真心のこもった親切なサービスをいたしましょう。
(ロ)接客環境をととのえ又は改善して、外人客国内客の受入態勢をととのえましょう。
(ハ)サービス業においてはチップを受取らないようにしましょう。（ノーチップ制の推進）

この運動の主な事業

一、ステッカーの配布
一月中旬に会員各位にお届け致しますのでウインドウ等お客さまによく見えるところにご貼付下さい。（無料）

二、お客さまを受入れるための各種講習会を開催します。いづれ御案内申し上げますので是非御参加下さい。

六、英会話ソノシートを頒布します。
英会話練習用のソノシートを作って実費でおわけいたします。

○**IGS（国際親善店）制度の推進**
商店・旅館・飲食業の内一定基準を定めて国際親善店を指定し、外人客に安心して利用願い、奈良商業・サービス業の国際的レベルを一層高めると共に国際親善の役割を果たそうとするもので、これらのお店には、商業道徳を高める運動の目標を充分認識して頂き店内表示の和文併記並びに適正価格表示を明確に徹底していただくものとします。

○**産業観光の推進**
万博会期中、外人向、国内人向工場見学を通じ地場産業のP・Rをはかるため会員事業場の協力を得て見学出来る企業の登録名簿を作成して、斡旋致します。

※登録頂いた事業場は次の通りです。
・あしびや本舗（脇戸町）
・赤膚焼窯元大塩正人（五条山町）
・㈱古梅園（椿井町）
・㈱墨運堂（後藤町）
・赤膚焼窯元古瀬尭三（五条山町）
・大和ハウス㈱奈良工場（西九条町）
・鈴木瓦工業㈱（奈良坂町）
・奈良油脂工業㈱（神殿町）
・ヤマト機械㈱（佐紀町）
・テイチク㈱（肘塚町）
・㈱平井真美館（西木辻町）
・奈良吉川産業㈱（肘塚町）
・日本編物工業㈱（生駒郡生駒町高山）

○**会議所通訳の設置**
外人お買物客の不便をなくすため「会話のしおり」を作成中でありますが更に万国博会期中当所内に通訳を常置し、また「奈良商工会議所通訳」の腕章をつけて、主要商店街を巡回いたしますので御利用下さい。

○**観光土産品の育成と不良品の是正**
観光土産品の優劣は、その観光地の旅情と印象を深め観光地の繁栄に深い関連性を有し、誠に大きな役割を果しており、奈良としての信用確保を計るため、関係団体と協力して土産品の育成と不良土産品の是正をはかります。

○**商店街美化、統一装飾の推進**
各商店街の協力により商業小売部会幹事会を中心に推進します。

※商業道徳を高める運動シリーズ
◦商店経営講座（十月二十四日）
◦商店主婦講座（十一月六日）
◦商店従業員サービス講座（十一月十一日）

※外国向荷物荷造り講習会（十一月中旬）

※メニューの作り方個別指導（十一月下旬）

※万国博観光接客業者サービス講習会（十二月上旬）

※ドル知識と外国為替講習会

※商業道徳高揚サービス講習会
〃（店主向）（二月）
〃（従業員向）（二月）

会話の栞講習会（二月）

三、商店街の巡回指導を行ないます。
主要商店街へ会議所専門指導員、経営指導員が店内装飾・照明・ショーカード・プライスカード等について巡回して指導いたします。（十一月）

四、買物相談所を設置します。
会議所内に外客の利便に供するため、会期中買物相談所を設置いたします。

五、会話のしおりを作成します。
外人客のショッピングの便宜に供するため和欧文による会話のしおり（ダイジェスト版）を作成してお渡し致します。（店内従業員用）

当所中村専務理事に黄授褒賞

通産行政の功績で



当商工会議所専務理事中村貞三氏は通産行政の功労により黄授褒賞を授与され去る10月13日東京での伝達式に参列された。

昭和四十三年度
事業報告及び収支決算承認
═第四十回議員総会═

当所第四十回議員総会は、去る八月二十七日奈良ホテルに於いて開催された。

大森会頭議長となり、次の通り各議案慎重に審議された。

先ず報告事項に入り①万博対策「商業道徳高揚運動」については国際親善店制度とは別に本運動を推進する事を報告②次いで会費改訂進捗状況については会員各位の御協力により順調に進捗している旨報告③公害対策特別委員会設置についてその人選は正副会頭に一任になった事を報告、何れも了承された。

次いで協議事項に入り①四十三年度事業報告・四十三年度収支決算報告については事務局より項を追って説明、富森監事より八月二十二日の監事会に於いて精査の結果、何れも適正に処理されている旨報告あり、満場一致承認された。

第五十八回常議員会
═昭和四十三年度事業報告及び
収支決算承認═

当所第五十八回常議員会は去る八月二十七日奈良ホテルに於いて開催された。

大森会頭・河合・小山・高橋各副会頭他各常議員、監事出席され各議案慎重に審議された。

先ず報告事項に入り①会費改訂進捗状況については各位の御協力により順調に進捗している旨報告②万博対策「商業道徳高揚運動」については国際親善店制度とは別に本運動を展開する事を報告、何れも了承された。

次いで協議事項に入り、①四十三年度事業報告・四十三年度収支決算報告について事務局より詳細説明、一同異議なく了承、本案を議員総会に上程する事に決定された。②公害対策特別委員会の設置並びにその人選については正副会頭に一任された。

昭和43年度収支決算書

（昭和43年4月1日～昭和44年3月31日）

（単位円）

収入の部		
1.	会費	9,466,500
2.	負担金	954,900
3.	交付金	5,312,440
4.	事業収入	1,103,989
5.	寄付金	—
6.	雑収入	93,993
7.	前年度繰越金	724,961
	合計	17,656,783

支出の部		
1.	給与費	3,877,276
2.	旅費	499,149
3.	家屋費	120,000
4.	事務局費	846,293
5.	会議費	743,930
6.	事業費	4,326,532
7.	小規模事業費	3,573,981
8.	法定台帳作成管理運用費	975,080
9.	交際費	182,881
10.	公課・分担金	629,672
11.	福利厚生費	464,100
12.	退職金積立金特別会計繰入	550,000
13.	雑費	99,446
14.	次年度繰越	768,443
	合計	17,656,783

新会頭に永野民就任
日商第三十四回通常総会開く

□日本商工会議所は去る九月十八日第三十回通常会員総会を開き、会頭□に永野重雄東京商工会議所会頭を選任、足立正前会頭に名誉会頭の称□号を贈った。総会には佐藤首相、福田蔵相ら政府首脳も来賓として出□□席、全国各商工会議所の会頭約三百七十名が出席した。□

十三代会頭に選任された永野新会頭は①現在の正副会頭に各地ブロック代表会議所会頭、東商の代表副会頭を加えた新しい正副会頭会議を設け、この会議を中核として幅広い政治、経済、社会問題について積極的な活動を推進する。

②七〇年代は太平洋時代であり太平洋経済委員会などが重要な役割を果たすことになるが、経済人は先進諸国と発展途上国との間のかけ橋にならねばならない。

③わが国経済の課題は、安定的成長を維持することである。そのため明年度予算は中立的編成方針をとるべきで、併せて今後の財政経済政策は、長期的視野のもとに重点的施策を投入する必要がある。中小企業と流通部門の近代化は徹底的に推進するとともに業者の自主的努力のための啓発と指導につとめる。

④現在の都道府県制度は拡大された産業、交通、通信の実情にそぐわなくなったため明年の万博開催の国家的記念事業として勇断をもって道州制に移行させることを提唱する。

⑤七〇年代は情報、海洋、宇宙開発など未来産業展開の時代である。重化学工業の発展を土台として知識、技術が集約化された機能集積型産業が大きな地歩を占めるので、技術開発力の強化、新規産業の開拓とともに情報処理の普及と高度化を図る必要がある。

⑥七〇年代を前に我が国は重大な転機に直面していると思うので、日商は経団連など他の経済団体と緊密な連絡をとり我国の発展と繁栄のため率先してあらゆる努力を傾けると力強く就任の挨拶を行われた。

尚議事に於いては

①明年度の財政経済政策

②貿易振興及び海外経済協力

③中小企業政策

④労働政策に関する要望案等を議決して政府国会に建議した。

═要望═
公害防止条例施行に関し要望

去る九月十二日県公害対策審議会々長下位真一郎（副知事）氏を、当所公害対策特別委員会小山委員長、曽原、上林副委員長が訪れ、種々公害問題について産業界の立場を訴へ次の要望書を提出した。

奈良県公害防止条例の施行にあたり、その規制基準及び実施運用における行政上について次の通り要望致します。

現下の高度経済成長に伴ない産業公害問題が大きく提起され、このため奈良県においてもその条例を制定し本年十月一日より実施されようとする段階を迎えたわけでありますが、公害の防止について、われわれ産業人はその社会的責任を痛感し、地域住民の健康保持のため可能の限り防止に努力を払わねばならないことは、当然の義務と考え、その原理についてはいささかも反対するものではありません。

しかしながら、目下奈良県公害対策審議会において答申されようとする規制基準値をもって産業界に対し規制された場合にはその技術上、コスト性等企業存立に大きな影響をもたらす問題点も少くなく企業の積極的な公害防止意欲に対し、果して十全の適応ができるかどうか甚だ遺憾とするものであり、われわれは大きな不安と疑問を禁じ得ないものがあります。

殊に憂うべきは当産業界の九九%は中小企業であり、企業自らの努力においては限界があり少くともこの条例の施行が一方的に正否の判定を強制されるとすれば地元産業界は衰退の道を辿ることは明白であり、かかる重大な意味をもつ県条例については既存企業の実情に即して運用されるべきであると存じます。

現下の中小企業は開放経済下にあって国際化、自由化の流れに常に過当競争等経営維持に苦慮する環境にあり、この条例の施行によって県内産業界の生存をうばい産業界を破滅に導くことは決して妥当な施策とは申せません。

社会福祉の理想は県民すべての願いであり、その達成には産業界の生産力の蓄

積なくしては不可能であり、生活と産業との調和ある発展こそが真の理想というべきであり、われわれ以上の立場から、本件について産業界に混乱を生じないよう左記について要望するものであり万全の対策と慎重な配慮を願うものであります。

記

(1)県公害対策審議会の委員構成について

現行の委員構成は三十四名中、企業側代表は僅かに六名であり、よりよき審議を尽す姿勢としては不均衡と思われる。よって学識代表、公益代表、企業代表の三制均等の上にあるべきであり、従って企業側代表の増員をはかられるよう強く要望するものであります。

(2)条例について

条例第九条は企業側に対しいちじるしく一方的圧力と見られるものがあり、今日の企業経営は情報化時代に逢着して企業のもつその秘密性は尊重さるべきであり、従って公害関係以外の事項は除外する表現及び指導と融和、協力を前提とするよう大乗的見地から本条の修正を考慮せられたい。

このことはかりに運用面での考慮がなされるとしても最終的には条文がこれを判定するからであります。

(3)公害規制基準値について

本県基準と近府県基準と比較するとき、その基準値について余りにも各項目において厳しいものであり、本県の特殊性は理解するとしても一般商工地域においても厳格とすることは妥当でなく、従って近府県と同等基準値に改正されたい。

(4)既存企業の育成について

中小企業経営の困難な実情を認識し、既存企業に対しては新設企業と区別し現実的漸進的施策を講ぜられるよう強く配慮願いたい。

(5)防止対策について

施行上、個々企業対策より中小企業の構造改善施策として協業化、集団化団地化等施策の上に公害防止を考えられたい。

(6)試験制度の完備体制について

公害防止に努力する企業がこれに伴う技術的、化学的知識を与える体制をとることこそ急務であり、企業側が気軽に相談できる技術指導の窓口の設定と、これに対処する試験施設を強化されたい。

(7)運用について

この運用については中小企業の実体に則して地域一律的な規格より地域、業種別等についての細分化をなし、しかも漸進的運用をはかられたい。

(8)行政の一貫性について

各部門及び行政庁間の横の連絡を強化され、公害対策について一貫性ある行政がおこなわれるよう配慮されたい。

(9)助成について

公害防止に対する助成については、現行僅かに設備近代化資金枠の一部があり、中小企業の実情から防止改善資金は、長期無利息を原則として充分な資金配慮をされたい。このため、中小企業振興事業団の制度融資のなかに公害関係を新設充実するよう促進されたい。また既設の公害防止事業団は大規模対策のみに運用されているので、新たに中小企業部門を新設される等、財源確保をはかられたい。以上

公害対策特別委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

委員長	小山栄三郎	副会頭
副委員長	曽原一郎	関西電力㈱奈良支店長
〃	上林安彦	上林化学㈱社長
委員	乾太郎	㈾奈良明新社長
〃	浦上総	オリエント膠工業㈱会長
〃	奥田由三	㈱モナーテ研究所社長
〃	尾田利一	㈱尾田組社長
〃	小林茂	三和住宅㈱社長
〃	杉山嘉一	杉山繊維工業㈱社長
〃	富田富治	奈良敷物㈱社長
〃	近東弘七	共同精版印刷㈱社長
〃	春田明次	春田工業㈱社長
〃	吉川晃	奈良吉川産業㈱専務取締役
〃	森本義治	㈱森本家具製作所社長
〃	斉藤正成	大阪ガス㈱奈良営業所長
〃	久幸	積水化学工業㈱奈良工場長
〃	近藤高敏	㈱椿本精工奈良工場長
〃	南口豊治	テイチク㈱社長
〃	大谷幸治郎	㈱植田蚊帳㈱社長
〃	喜多庄兵衛	喜多染織㈲社長

会議所のうごき

協同・協業・集団及び転廃業意識調査を実施

現下の中小企業はきびしい環境下にあり、政府としても中小企業施策の基本姿勢として開放自由化体制に対処するため、ここ二・三年来より従来の保護政策から構造改善施策を重点として個々企業から産地ぐるみ対策へと移行し、中小企業の過多と零細性の再編成を行なうとするものであり、その方途として協同化・協業化及び集団化を促進することを基本施策としているのであります。

当所ではこのような現実に経営者が協同・協業・集団化の問題についてどのように意識し、またこれを受けとめているかについて調査した。

(内容については別掲)

監督者訓練講座

企業の中心的存在である監督者が、職場に於て問題に直面した場合、どのように処理すべきかは、管理上重要な問題である。当日受講者は専門講師の仕事の知識、責任、改善、指導、人の扱い方等について熱心に受講した。

記

一、日時　六月二十四日

一、講師　大阪販売研究所

インストラクター　森本正樹氏

一、テーマ

㈠監督者のあり方

㈡人の監督の仕方

㈢ZDに対する監督者の役割

第三回万国博受入特別委員会の開催

六月二十四日当所ホールに於て、県商工課、県観光課、奈良市観光商工課長をゲストにお招きし、当所側より高橋副委員長外八委員、中村専務理事が出席、先ず高橋副委員長の挨拶の後事務局より万国博外客受入対策商業道徳高揚運動要領(案)について詳細なる説明、質疑応答の後承認、八月一日より運動を展開することとなった。

(万国博外客受入対策商業道徳高揚運動については別載)

奈良観光土産品連絡協議会・奈良県観光土産品公正取引協議会・合同試買審査会の開催

六月二十五日、当所に於て、奈良観光土産品連絡協議会・奈良県観光土産品公正取引協議会の共催による試買審査会を実施した。買取地区、奈良市内、天理、吉野、初瀬、法隆寺、信貴山の各地区から試買された、五十五点について、審査委員長、栄本県商工観光館長外二十名の審査員により審査がなされた。

審査の結果、良三十三点、可十四点、保留八点、と決まり、今後も奈良観光土産品のレベルアップを図る為、不良土産品の一掃に努める事となった。

昭和四十四年度設備近代化資金貸付診断実施

先に借入れ申込みのあった昭和四十四年度設備近代化資金貸付に係る診断は奈良県商工課及び当所において去る七月より九月迄の二ケ月に亘り申請のあった二十九事業場に対し設備、財務、労務各分野にわたって診断を実施した。

尚当所では貸付内定次第直接事業場宛に通知致しております。

繊維工業部会幹事会開催

織物の構造改善事業の進捗状況並びに今後の部会活動について七月十一日、当所ホールにおいて富田部会長他四名が出席して開催、当所より中村専務理事、和井田局長が出席。

南都センター診断実施

当所及び奈良市観光商工課では南都センター商人会の申出により七月十四日診断を実施した。

今回の診断の目的は当センターの附近に進出した奈良デパートの影響と昭和四十年に実施した診断結果を比較検討し今後の対策の基礎資料とするため特に通行客の流れ、入場者数の把握、アンケート調査による消費者の希望及び不満聴取に重点を置いた。

尚診断結果については九月十二日午後七時より当所及び奈良市観光商工課より

担当者が出席、商人会側より二十九名の出席があり終始熱心に診断結果に聞き入り、今後の対策等につき真剣に検討した。

接遇者訓練講座開催

七月十六日、専門の講師を招ねき、日常外来者に接する女子社員に、接遇時の心得、（話し方、応対の仕方）受付等の要領を身につけ、企業の一員としての役割について自覚をうながすため、接遇者訓練講座を開催、出席者は終始熱心に聴講した。

記

一、講師　日本事務能率協会
　　インストラクトレス福田鶴代氏
一、テーマ
㈠女子社員としての心構え
㈡仕事の進め方
㈢よい人間関係
㈣応対の仕方

商業小売部会幹事会の開催

七月十七日、当所に於て、中村専務理事、細田部会長、岡本、上村、増田各副部会長外九幹事の出席をえて開催した。

当日は万博外客受入のための商業道徳を高める運動について事務局より説明一同賛同の後受入の為の清掃問題、市内の万博時に於ける交通問題等につき有意義なる意見の交換をみた。

工芸部会の開催

七月二十四日、当所において、工芸部会を開催した。当日は、ゲストに栄本県商工観光館長、滝川市観光商工課長を迎え、水谷部会長、福井副部会長外七名の出席を得て、伝統産業の振興策をテーマに種々活発な意見の交換がなされ結論としては、本日の意見を中心に要望書を纒め再度部会に於て検討する又、近く先進地である京都伝統工芸を視察し共通の問題について意見の交換を行なうことになった。

広域商圏調査報告会開催

近鉄奈良駅の地下移設及び近鉄油阪駅の移転に伴い当市の商業立地が大きく変化するものと予想されるが、これを契機に奈良県・奈良市、当所では去る四十三年四月より東京工業大学石原教授に近鉄奈良駅を中心とした広域診断を委嘱、延べ百人の調査班よにる詳細なる調査を実施して来たがその結果がまとまり七月二十八日当所ホールにおいて石原教授をはじめ県からは竹田商工課長他係員、市より川尻経済部長、滝川観光商工課長、当所より中村専務理事、和井田局長が出席石原教授より診断結果について詳細な説明がなされ当市商店街の今後あるべき姿について勧告がなされた。

第三回IGS審査委員会開催

八月四日、当所ホールに於て、河合委員長外十七委員の出席をえて開催した。

このIGS（国際親善店）登録制度は万国博外客を対象にしたもので外客に安心して利用してもらい国際親善の役割を果たそうとするもので西日本商工会議所が中心となり全国的に組織しようとするもので各地会議所歩調を合せて準備を進めており当所では四月十九日第一回目の審査委員会を開催、審査基準等を定め、今回は募集方法について審議する段階に到達した。

当日は各委員の熱心な意見の交換があり、結局公募する、但し公募するが申込は保証団体を通じることになるの各団体に於て責任をもって頂くということで今後進めていくことになった。

中級夜間簿記学校開催

当所では先に開催した初級に引き続き会員各位のご要望におこたえして左記の通り中級夜間簿記学校を開催した。

記

一、とき　八月五日、六日、七日
　十一日、十二日、十三日、十八日、十九日、二十日、二十一日、二十五日、二十六日の十二日間
一、ところ　当所三階ホール
一、講師　奈良商業高等学校
　教諭　上川皖哉氏
　公認会計士中島良次氏
一、受講者　延　一六三名

観光問題懇談会の開催

八月十三日、午前十時より当所ホールに於て、高橋副会頭、中村専務理事、大東観光部会長、杉本交通運輸部会長外六議員出席のもとに開催した。

当日は高橋副会頭の挨拶の後、直ち懇談に入る。

主なる懇談の内容は次のとおり。

○古都法の特別地区では、高さを制限され又、建物をこわすと一年で既得権が消滅する等、実にシビヤーで、もはや所有権の侵害で、なやみは大きく、緩和すべきだ。

○審議会に地域代表、直接関係者も入れるべきだ。

○奈良の価値は知っている、根本的に国で観光施設を移し観光団地造りも必要、又重要な処は国有化も進めるべきだ。

○古都法の買上げについても多くの問題がある。又建物も買上げるべきだ。

○京都なみに奈良ももう少し常識的な線にすべきだ。

等々の意見交換の後、京都で開かれる近畿ブロック観光開発懇談会の当所意見発表は、テーマとして古都法の問題をとらまえ大東観光部会長に意見発表をして頂くことになった。

新職業訓練法ブロック説明会に出席

去る七月十八日公布をみた新職業訓練法ブロック別説明会は八月二十日、大阪府中小企業文化会館において開催された。本説明会には石黒職業訓練局長他労働省担当官が出席、新業職訓練法についての説明がなされた。尚当所から中村主事が出席した。

近畿ブロック観光開発懇談会に出席

社会情勢、社会生活環境の変化により観光の意義が高く評価され、とくに国民観光の今後のあり方については重大な関心がもたれつつあり、このような事より日商外の主催で、綜合観光施策の確立に資すため各ブロック別に懇談会が開催された。近畿ブロックでは八月二十日、京都会議所で開催されたが、当所よりは高橋副会頭、大東観光部会長、八尾、箸尾両議員、和井田局長、県から島中県観光課長、川尻市経済部長が出席された。

当日は、近畿各県代表よりの意見発表があり本県としては、島中課長より、「観光行政の一本化、と各種公園の国庫補助を均一化し地方自治体の負担を軽減すべきだ。」当所としては大東観光部会長より「古都法による買上げ財源を大巾に増額、買上げには建物も認めよ、行政事務の敏速化をはかること、地主代表、受益者代表に審議会及びこれに代る聴聞の機会を与えよ」、と強くうつたえた。

工芸部会京都伝統産業視察

八月二十一日、当所工芸部会では水谷工芸部会長以下19名他、県商工観光館、市商工観光課、参加の下に京都伝統産業を視察、清水焼団地では、理事長、作家の列席を得て懇談した。京焼業界への他産地よりの進出、設備近代化に伴う諸条件の変化、公害問題、求人難等の問題が起り集団化の必要性が高まった。

資金は、京都市中小企業集団化助成制度により、協同化の利点については、生産性の向上、精神的な連帯感による開拓精神の高揚である。今後の問題としては後継者の養成であるが、まず芸術に対する認識の必要性から出発せねばならない。

一方京都友禅文化会館に於ては、府、市、商工会議所、友禅会館よりの列席の下に、懇談会を開催、零細な形式で生産されてきた友禅も、消費の高度化、多様化により、再認識が必要となり、次の世代との足固めともすべく、会館を設立、又府、市の行政については、技術者の社会的地位の向上、後継者の養成、労働環境の整備の助成に主眼を置き、表彰制度、訓練機関等を設け、種々の角度からその解決に取り組んでいる。しかしなにより必要なことは、業界自身の積極的な姿勢が、望まれ、当所側としても今後の業界事業の運営に大いに参考になり、有意義な一日として参加者一同深い感銘を受けた。

小川知子ショーの開催

本年度中元セールは七月二十日より八月十七日の二十七日間、十六商店街の参加を得て小川知子ショー御招待と銘うって実施。八月二十三日、県文化館に於てこのショーが開催された。

当日は、朝の部、昼の部、夜の部と三回に亘って行われ先ず細田小売部会長の挨拶の後、ショーに入り、漫才、奇術、音楽ショー、小川知子の歌謡などでいずれも会場をうめつくす、盛況であった。招待客は多彩なスケジュールに満足、盛況の内に幕を閉じた。

IGS保証団体打合せ会の開催

IGSの申込は希望者の所属団体を通じて受付けることになっており先に開催したIGS審査委員会に於て十二団体にお願いすることになり、九月三日、当所に於て保証団体との打合せ会を開催。

当日は各保証団体よりの出席を得て、当所和井田局長の挨拶に始まりIGS制度、基準、受付事務処理等について説

明、終始活発な質問があり、登録について一歩進むことになった。

奈良観光土産品連絡協議会評議員・幹事会開催

九月四日、当所ホールに於て松岡、南畝両評議員、市観光商工課、保健所及び当所の幹事が出席、第5回奈良優良観光土産品推奨審査会について協議した。

今回は九月十九日、実施と決まり、関係各方面に協力を依頼する事となった。

奈良市首脳部との懇談会の開催

市と経済界の意志の疎通をはかるため九月八日、春日ホテルに於て、市側より鍵田市長外五氏、当所より河合、小山、高橋各副会頭、乾氏外十五役員の出席のもとに当面の経済施策並びに市政一般について懇談された。

鍵田市長より、市政一般につき説明、観光については現在頂点に立った感があり、違った角度からの魅力の開発を考えたい。商工行政については今後力を入れて行きたいので皆様方の具体的意見を寄せられ度い、と挨拶の後懇談に入る。席上、万博時に於ける交通対策についての質問にたいし、『道路を広くすることにより車の流れをスムースにするべきである』と考え方を明らかにされた。

その他当所側より、道路については北和連合による一層の連繋を、又厳しさを増した中小企業対策を、商工予算の増額を、市内業者の優先発注を、等各々役員より要望あり、市と経済界の意志の疎通が一層はかられた。

公害対策特別委員会の設置と第一回委員会の開催

県公害防止条例の制定は産業界にとって大きな問題であることから先に開催された議員総会に於て公害対策特別委員会を設置することになり、九月二日付にて委員を委嘱、九月十日第一回目の委員会を当所ホールに於て開催した。

当日は、ゲストに今田県企画課長を招き小山委員外十二名の出席をえて、開会、先ず、正副委員長の互選に入り、委員長に小山栄三郎氏（副会頭）

副委員長　曽原一郎氏（関電支店長）

〃　上林安彦氏（上林化学社長）

を選任、引続き、今田県企画課長より奈良県公害防止対策の方向と題し、防止条例の考え方について説明をうけた後、意見の交換に入り、公害問題について産業界としては真剣に取組むが、産業の進展との調和をもった運用をすべきだ等種々活発な意見の交換があり、本日の意見を取纏め奈良県公害対策審議会会長に要望書を提出することとなった。（要望書別掲）

役員会の開催

九月十二日、午後三時より当所に於て越智顧問、大森会頭、河合、小山、高橋副会頭、中村専務理事、今西常議員外十氏、富森監事出席のもとに、役員会を開催した。

当日は大森会頭の挨拶の後、会館建設について種々協議の結果、会館建設は更に一歩進めることになり具体的諸問題は逐次審議して行くことになった。

万国博会場視察会実施

九月十二日、観光・交通運輸両部会主催による万国博会場視察会を開催

万国博協会広報部サービスセンターの角田邦太郎氏の案内により、会場を巡回視察。

万国博開催も目前に迫り会場建設も急ピッチで進んでいること。スケールの大きさ、又各国館の偉容をつぶさに見学し、その認識をいっそう深めることが出来た。

パートタイマー管理講座の開催

労働力の確保は企業にとって重要な問題であり、労働力不足緩和の一方法としてのパートタイマーの導入が脚光を浴びるにいたった。だがこのパートタイマー導入にはいろいろな問題が内在する。そこで当所ではこの問題をとらえ、標記講座を左記により開催した。

受講者は直面し、直面が予想される問題であり熱心に受講し、研究された。

記

一、とき　九月十六日、十七日
一、ところ　当所三階ホール
一、講師　奈良県立短期大学
　教授　橋爪勝次氏
　奈良労働基準局
　監督課長　桜井孝氏
一、テーマ
　一、パートタイマー導入と労務管理
　二、パートタイマー導入と労基法の取扱いについて

公正取引協議会が試買審査会の開催

九月二十五日、当所ホールに於て、奈良県観光土産品公正取引協議会は、万博を前に不良土産品を一掃しようと、試買審査会を実施した。試買地区、奈良市内、天理、吉野、初瀬、法隆寺、信貴山の各地区から試買した品物について、松岡会長外十三名の審査員による審査の結果良十点、条件付良八点、可一点、不可五点、保留五点と決まり、今後協議会では不良品に対し、勧告、指導を進める事となった。

中堅社員訓練講座開催

企業の実行部門に於いて、中心的役割を果す中堅社員の立場と責任を理解し、今後、企業の発展により尽くしてもらうため、専門の講師を招いて開催。

尚出席者三十名

記

一、時　九月二十六日
一、場所　当所三階ホール
一、講師　大阪販売研究所
　インストラクター久保正徳氏
一、テーマ
　㈠中堅社員の立場と考え方
　㈡組織活動と人間関係
　㈢生産性向上と仕事の改善
　㈣自己啓発

第33回計算尺検定実施結果

標記検定試験は去る九月二十八日(日)正強高校（第一会場）奈良工業高校（第二会場）に於て実施され成績は次の通りであった。

級別	受験者数	合格者数	合格率
一級	三	〇	〇%
二級	一七	一	五、九%
三級	八一	二二(一)	二七、二%
四級	一五五	四三(一)	二七、七%
五級	五一	一七	三三、三%
六級	二七	一二(一)	四四、四%
計	三三四	九五	二八、四%

()内の数字は満点合格者

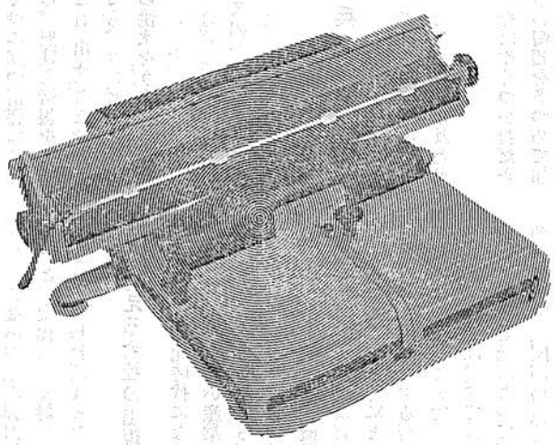
万博時の観光産業推進対策としての見学工場登録終る

万国博開催とともに内外をとはず多数の観光客が来訪することが予想され、この機会に地域産業のP・Rを主眼として、観光を通じ産業の紹介を促進する意図により十三社の協力を得て登録をした。見学期間は、昭和四十五年三月一日より九月三十日までで来寧者の御希望により工場見学を斡旋することになっている。

（事業場3頁に別掲）

《小型邦文タイプライターは
貴方のタイプライターです》

故障をしらぬ
D型！



SH-280D型
SH-280ED型
¥65,000

SH-480D型
SH-480ED型
¥85,000

奈良市橋本町三六番地
合名会社　奈良明新社
電話　奈良（0742）㉓3131（代表）

情報化時代をむかえて

野村総合研究所専務取締役
木上兵衛



激しい変化の時代

最近、世の中の変化のテンポはますます激しくなってきた。戦前、日本から太平洋を横断してアメリカに行くのに、船で十二日かかった。それが航空機の時代になると、プロペラ機でも十八時間で行けるようになった。十年前に、ジェット機が出現すると九時間になった。将来、SST（超音速機）が出来ると、わずか四時間でアメリカに行けるようになるとのことである。

この例はまさにいまの世の中の変化のスピードを象徴しているともいえる。が、それだけに、このような時代にすむわれわれは、むづかしい問題と取り組まなければならないのである。

第一に厄介なことは、見通しを立てることが格段に困難になってきたことである。変化がそれほど急速でない社会では、将来の予測をする場合に、過去の経験法則とか通念によって判断しても十分に役に立った。ところが、現在のような変革の時代、転換期には、もはや過去の経験法則はそのまま通用しないからである。

昨年から今年にかけての短かい期間をとってみても、日本経済において、これまでに前例のない新しい事実がいかにたくさん起ったか。日本だけではなく、アメリカでもヨーロッパでも同じである。世界的に大きい転換期といえよう。

情報の重要性高まる

このような変化の時代に注目されることは、何よりも情報の重要性がいちじるしく高まってきたことである。現代が情報化社会、情報化時代といわれるのも一つはその為である。

企業の経営にとって大切なことは、環境の変化に適応して手を打つことである。が、それには、変化を早く知ることが重要である。そのために情報を早く出来るだけ多く集めることが必要になる。最近の通信技術の発達、コンピューターの進歩が情報の重要性を一段と高めたことはいうまでもない。その場合、注意すべきことは、変化しつつある現実を示すなまの情報、現場の情報をつかむことである。

といっても、情報の量はますますふえるばかりである。情報化社会とは、いいかえれば厖大な情報が毎日のように生みだされている社会といってもよい。そこで問題は、このような厖大な情報をどのようにして処理して役に立つ情報にするかということである。無駄な情報をすてて、重要なものをとり出すことであるが、この点についても、コンピューター技術の進歩が情報の洪水をうまく処理しなければならないのである。

考える会社の出現

社会が情報化時代になるにつれて、情報産業という新しい産業がいまや最大の成長産業となりつつある。一般に情報産業という場合には、コンピューター関連産業（コンピューター機器、ソフトウエア）、通信機器産業などが注目される。しかし、ここでとくにとりあげたいのは調査研究を中心とする新しいビジネスが生れてきていることである。

アメリカでは、すでに十数年前から、外部からの委託によって調査研究を行う独立の研究機関が数多く設立されている。このような組織は一般に、リサーチ・インダストリー（調査産業）とか、シンキング・カンパニー（考える会社）とか、シンク・タンク（頭脳機関）とかよばれている。現在すでに総数で五百以上あり、なかでもバッテル研究所、スタンフォード研究所、アーサー・D・リトル、ランド、イリノイ研究所などはスケールの大きいものである。

企業でも政府でも、決定を下すために調査し情報の分析を行う場合には、もちろん自らの手で行うはずである。しかし、アメリカで、このように多くの独立研究所があり、企業や政府がこれらに研究を依頼しているのはどういうわけか。

それには、いろいろの理由がある。一つはこれらの研究機関が経済と技術にまたがった総合的な調査研究能力をもっているために、現在のような大きい変革期に際して機動性があること。もう一つは、たとえば企業が企業自体の新しい戦略を立てるといった場合、自社よりも第三者の判断の方がより客観的であり柔軟であることが多いという点だ。

何れにしても、このような研究所がアメリカでさかんに活動していることは、情報化時代の社会的必要性によるものといえる。わが国でも方向としてはアメリカと同じ道を歩みつつある。

もう一つ、今後の情報化時代の注目すべき動きとして、商品の知識商品化、産業の知識産業化ということがあげられる。コンピューターの価格は、機器自体のコストだけでなく、それの利用技術であるソフトウエアの価値によってきめられているのなど、最もよい例であろう。他の商品にはない独自のメリットをユーザーに提供できるというのがまさに知識商品であるが、そういう商品がふえて行くのがこれからの社会の特色であると思われる。

筆者略歴＝昭和十六年三月、大阪商科大学卒業後、野村証券へ入社。昭和三十四年十一月、野村証券調査部長、三十七年十一月取締役を歴任後、四十年四月、野村総合研究所常務取締役、四十三年十一月同研究所専務取締役に就任、現在にいたる。

金融引締めに対する中小企業施策について

九月一日に、公定歩合の引上げにより金融引締めが実施されました。これまでの景気調整と違い、今回は、国際収支が好調であるのに景気が行過ぎないよう、予防措置として行われた点が特色です。一方、中小企業においても、労働力の不足や、消費者の需要の変化に対応するため、省力投資や合理化のための機械、設備の新増設が盛んに行われています。これまで、立遅れていた中小企業が国際化し、先進国化する経済環境の中で繁栄して行くために、このような近代化・合理化の動きは、今後ますます進める必要があります。こうして見ると、今回の金融引締めが、中小企業の体質改善に必要な資金の確保を妨げることになっては大変です。そこで、中小企業庁では引締めの悪い影響が、中小企業に及ばないよう、次のような措置をとりました。

一、㈠市中銀行の中小企業向けの貸出しの比率は現在四五％ですが、この比率を割り込まないようにし、さらには引き上げるよう努力すること。㈡相互銀行、信用金庫、信用組合等民間中小企業専門金融機関が中小企業向貸出しに専念すること、の二点が守られるよう、財政金融当局が十分配慮し、市中銀行を指導するよう要請しました。

二、中小公庫、国民公庫、商工中金などの政府系中小企業金融機関が、中小企業者の借入希望にこたえられるよう下期補正による貸出規模一六三〇億円の大巾追加と、第4四半期の貸出枠の繰上げを行い、資金を弾力的に使用するよう配慮することとしました。

三、中小企業者向けの貸出しには、見返りの予金要請がつきものです。この拘束性予金の比率は、昨年末で一八・二％と、大企業の二・五％に対して、まだ相当高率ですが、今後引き締めが浸透する際に、中小企業者に対し、これまで以上に歩積、両建要求が無理強いされないよう、市中金融機関を監督指導するよう当局に要請しました。

四、最後に、下請企業を使う大企業が、資金繰り逼迫の尻を中小企業にしわ寄せしないよう、下請代金支払遅延防止法や各地通産局にある中小企業金融連絡協議会を積極的に活用して行くこととしました。

以上

44年度の税制改正（所得税法関係）

ことしの所得税関係の改正は、①基礎控除、配偶者控除および扶養控除の引上げによる課税最低限の引上げ、②給与所得控除の適用範囲の拡大、③主として中堅以下の所得層の負担の軽減をはかるための税率の緩和を三本の柱として行なわれています。このほか、障害者控除などの引上げを含め平年度千八百二十五億円の減税が行なわれています。

さらに、土地や家屋などを売ったときの課税方法についても抜本的な改正が行なわれました。以下これらの改正点について、関係の深い部分を説明しましょう

諸控除が大幅引上げ

〔所得控除の引上げ〕

昭和四十三年分と比べて、基礎控除額と配偶者控除額がそれぞれ一万円、扶養控除額が一万七千五百円引き上げられました。

〔給与所得控除の適用範囲の拡大〕

昭和四十三年分では、給与の収入金額が百九万五千円をこえると給与所得控除額は二十六万五千円で頭打ちとなっていましたが、給与所得控除の適用階層の範囲が拡大され、年収三百十万円までは給与の収入の増加に応じて控除額も増加することになりました。昭和四十三年分と比べますと、給与所得控除の定額控除額が五千円、最高限度額が八万三千円それぞれ引き上げられました。

所得計算等の改正

〔二分の一課税が行なわれる譲渡所得の範囲の改正〕

譲渡所得のうち、譲渡所得の特別控除額（三十万円）を控除した残額を二分の一にするのは、従来、保有期間が三年をこえる資産の譲渡による所得となっていましたが、この三年が五年に改められ、昭和四十五年分の所得税から適用されます。

〔山林所得の範囲の改正〕

山林所得は、従来、保有期間が三年をこえる山林の譲渡による所得となっていましたが、この三年が五年に改められ、昭和四十五年分の所得税から適用されます。

〔資産の譲渡とみなされる地役権の設定行為の追加〕

地役権の設定の対価が譲渡所得とされる地役権の範囲が拡大され、特別高圧地中電線の敷設や特定街区内における建築物の建築のために設定される地役権も含まれることになりました。

〔たな卸資産の法定評価方法の改正〕

たな卸資産の評価方法について、選定の届出がない場合に適用されるいわゆる法定評価方法は、従来は売価還元法（売価のないたな卸資産については総平均法）とされていましたが、最終仕入原価法に改められました。

〔減価償却資産の耐用年数の改正〕

減価償却資産の耐用年数等に関する省令が一部改正され、製材用自動送材装置や最近あらわれた新規製品の製造設備等について耐用年数が定められました。

また通常の使用時間をこえて使用される機械および装置の増加償却割合は、納税者の選択により、個々の機械および装置の取得価額のウェイトを加味した割合によることができることになりました。

〔返品調整引当金の繰入限度額の計算の改正〕

返品調整引当金勘定の繰入限度額の計算の基礎となる売掛金やたな卸資産の返品率を計算するにあたっては、割賦基準の適用を受けたものにかかる売掛金やたな卸資産は、その計算から除かれることになりました。

〔予定納税を要しない予定納税基準額の引上げ〕

予定納税額は、予定納税基準額や申告納税見積額が一万五千円以上の人だけが納めることになっていましたが、この一万五千円が二万円に引き上げられました。

5・15・25の日は税の相談日

税率の緩和

所得税の税率について、従来の五%刻みの税率の累進が、課税所得一千万円までの間は四%に改められるなど、主として中堅所得層の負担の軽減がはかられました。

なお、昭和四十四年分について適用される税率は、次のとおりです。

具体的には、改正法の附則として設けられている「昭和四十四年分所得税の簡易税額表」によってその税額を求めることになっています。

10万円以下の金額		9.8%	500万円	〃	42.7%
30万円	〃	10.0%	600万円	〃	45.7%
60万円	〃	14.2%	700万円	〃	47.0%
100万円	〃	18.5%	1,000万円	〃	50.0%
150万円	〃	22.7%	2,000万円	〃	55.0%
200万円	〃	27.0%	3,000万円	〃	60.0%
220万円	〃	30.0%	4,500万円	〃	65.0%
250万円	〃	31.2%	6,000万円	〃	70.0%
300万円	〃	34.2%	6,500万円	〃	71.2%
400万円	〃	38.5%	6,500万円をこえる場合		75.0%

機械金属の下請はいかが

財団法人大阪府下請企業振興会では、当商工会議所に対し、下請企業の受注の協力申入れありましたので、別表ご高覧の上、当所宛ご来所下さるか、又は当協会宛お申し出で下さい。尚今回は（機械会属発注部門）です。

協会の住所　大阪市東区大手前之町大阪府庁分館２号館

機械金属　　昭和44年10月受注一覧表

区分	発注品目	発注条件			
		加工内容	必要設備　材料等	発注規模	その他
M—1	理学分析装置	機械加工	旋盤　6尺　材質 フライス(立横)2#～3#FC20 ボール盤　AC7A (特殊材のみ支給)BC　S45C	多種少量 15名～30名	希望地域　不問 その他　話し合い
M—2	シャースリッター加工	シャースリッター加工	シャー　板厚 0.3～3㎜ スリッター　一巻5～10ton支給	1ℓot 10ton～30ton	希望地域　大阪市内 その他　話し合い
M—3	ローラーピン	自動盤加工	自動盤25φまで　材質クロモリクローム鋼 (研磨円筒あればなおよい)	能力に応じて	希望地域　大東市大阪市内 支払条件　話し合い
M—4	産業機械部品研削加工	平面研削盤セグメント型不可	外径200φ×50　平面仕上 L加工済　材質SUS50 仕上精度　0.8—S以下	当社60個程度	希望地域　尼崎大阪市内 支払　現金
M—5	ブッシュ	旋盤加工	旋盤　材質BC3 (6尺又は5尺)×3台 (ミリネジ切可のこと) ボール盤(卓上)タッパー各1台	1ℓot 200ケ 約5種類	希望地域　尼崎近辺 支払　20日〆切翌月12日払 30万まで現金　手形120日
M—6	フランジ	単能機加工	単能盤　材質 (100φ～155φ)　SUS27又は32	1ℓot 1,000以上 3台分ぐらい	希望地域　府下 支払　現金又は手形 20日〆切　翌20日払　120日手形
M—7	電機計測器部品	曲げ—切断 —溶接—塗装	プレス　材質 シャー　SS—41 溶接	単品物 月50万位	希望地域　生野近辺 支払　現金
M—8	架台	製缶—溶接 —機械加工	溶接　ラジアルボール盤　材質 (1m位) プレナー　SS—41	毎月 4～5人の仕事あり	希望地域　大阪市南部　堺 支払　話し合い
M—9	機械加工	ボーリング—プレナー—旋盤加工	横中ぐり盤80㎜　材質 プレナー(オープン)　8尺 旋盤16尺　FC—20	打合せの上 (毎月出る)	希望地域 支払　同上
M—10	建築金物	鋳造	機械込500×500迄　材質 単重0.5～10㎏　FC—20	1ℓot 50ton	希望地域　大阪府下 支払　20日〆切　翌月15日払 手形　120日
M—11	電子計算器	組立	コンベア　50名以上 設備不用(必要なもの支給あり)	毎日納品 月2万台	希望地域　奈良　三重　和歌山 滋賀 支払　8日〆切　20日現金
M—12	社内外注	ボール盤加工 マーキン作業 現寸作業	設備は親企業のもの使用	2名以上— 10名程度	希望地域　大阪市内に通勤可能な事 その他　話合い
M—13	シリンダー	研磨加工	内面研削機300φ～400φ 長さ800　仕上0.8—S程度 材質　鋳鋼	不問	希望地域　大阪府下 その他　話し合い

受注余力工場一覧表

区分	加工内容	資本金(千円)	従業員数	受注余力のある 機種	受注余力のある 能力及び特徴	月間の希望額	発注希望地域	その他希望条件
受M—1	溶接加工	1,000	18名	溶接機	小物の数物のまとまったもの	100万	堺南大阪	話し合い
受M—2	油圧空圧シリンダーエンジンシリンダーヘッド立組	15,000	98名	ブレナーフライス盤 ラジアルボール盤 その他 溶接	品質に自信あり	1,200万	大阪市	〃
受M—3	治具ボーラ加工	10,000	10名	治具ボーラー(三井)3#	廻転テーブル傾斜テーブル完備治具金型その他精密加工	月/100時間	〃	〃
受M—4	歯切加工	9,000	40名	各種歯切	歯切加工 シエービング 面取 ブローチ可能	200万	大阪東部八尾	〃
受M—5	プレス加工	2,600	20名	プレス 40t 30t 20t(自動)	金型自作	50万	〃	〃
受M—6	センタレス研磨加工	10,000	115名	センターレス研磨 18吋型×2台 16〃 ×1台 高周波及び中周波焼入可能	通し研削 段付研削 300㍉まで	150万	大阪市近郊	〃
受M—7	機械加工	3,000	10名	旋盤昌運他 4台 ターレット 4A日立1台 セーパー 2台	ギャーブランク等の加工が得意、高精度加工 ロットワーク50〜100程度	200万	大阪府下	〃
受M—8	産業機械部品加工	1,500	12名	フライス(タテ)3# 大阪機工 旋盤8〜6尺 ラジアルボール盤 1300	精度ある仕上一貫作業を希望	150万	尼崎北大阪	〃
受M—9	溶接肉盛加工	〃	6名	溶接機	ステライト溶射或は硬化肉盛	40万	大阪府内	〃
受M—10	精密機械加工	8,000	13名	旋盤12大隅×1台フライス 〃 8〃 ×3台 堅横 〃 心間3.5m 大日ボール盤YUD540	精密機械加工 特に心間3.5m 旋盤に約15日の余力あり	100万	不問	〃
受M—11	機械加工〜歯切加工	1,600	21名	旋盤(ナライ付)8尺×3台 旋盤(〃)6尺×3台 円筒研磨(心間1000)×1台	旋盤〜研磨〜歯切の一貫作業	100万	〃	〃
受M—12	ギャーブランク加工	個人	10名	歯切盤(600φ)1台 ターレット(8A)2台直立 旋盤(6尺)3台ボール盤 〃 (10尺)1台	精密ギャー地に長年経験もつ	50万	〃	〃
受M—13	大型旋盤加工	6,000	15名	旋盤(心間3.5m)×2台 〃 (〃 2.5m)×3台 〃 (〃 6.0m)×1台 12月設置	ロール、シャフト加工に特技もつ	150万	〃	〃
受M—14	プレス〜板金〜溶接加工	500	8名	フリクションプレス150t1 30t各1台 クランクプレス130t50t30t各1台 レーキプレス120t1台 他	プレス板金に関して長年の経験あり車輌用鉄タルキが主製品である。	50万	〃	〃
受M—15	ヘラ絞り加工	2,500	15名	ヘラ押旋盤 7台	鉄アルミ銅ステンレス(材質) アルミ0.5〜5t1600φ350h 鉄 0.4〜2t1200φ200h	150万	〃	〃
受M—16	ミシン部品の自動盤加工	1,000	8名	自動盤 8〜25φ×8台 ベンテレース×3台 フライス No.1 No.0×4台 ロクロ	材質 SS SUS Aℓ 真鍮 設備3年以内の機械	200万	大阪府内	〃

大量生産、大量販売時代に見合った流通機構の近代化、合理化の大波はすでに押し寄ており、このような流通機構の急激な変革にどのように対抗するかについて若手経営者（経営二世）を対象に商店経営の将来の方向ずけと専門店、大型化、チエン化等実際に即した当面の問題点を中心に専門講師を招へいして九月二日、三日の二日間に亘り、国民宿舎生駒山荘で二十数名の参加のもとに開催した。

今回は特に二日間の講習を通じて参加者一同終始熱心に受講され有意義な講習会であった。

以下に講習会より特に当面の課題であるテーマを集録致しました。

一、テーマ　激動する商業界におけるこれからの専門店のあり方について

一、講　師　元日本経済新聞社

市場部長　今堀　努氏

我が国経済の一九七〇年代の大きな問題としては第一に労働問題、特に若年労働力の不足、価値観の相違の問題があり第二に国際化時代に直面しての貿易・資本の完全自由化、後進国の追い上げ、特恵関税の問題があり、第三には技術革新第四には市場の巨大化が考えられる。

このような厳しい経済環境の中にあってこれからの専門店が如何に対処すべきであるかを考えてみると、先づ若年労働力の不足の対策としては、オートメーション化等一連の合理化策による生産性の向上が考えられるが、これとても生産部門においてはある程度可能であるが、最終的には人力にたよらねばならない流通部門に於てはあまりその効果は期待できない。

更に流通業界の現状は大半が中小零細企業であり、大企業と労働条件等でも劣っており、労働力の確保はより困難な条件のもとにある。

従って専門店も個々企業の体質改善はもとより大型化、協業化を真剣に考え不利な条件を克服すると共に、近代的労務管理の採用、経営者と従業員の血のかよった人間関係の確立等、大企業にはない特徴を生かした働きがいのある、しかも魅力ある職場環境を早急に確立するよう努めなければならない。

このことが定着率の向上、労働力確保につながると云う認識を深めると共に、独創的な経営管理を行うことが必要である。

次に国際化時代の問題についてみると、流通部門においても昭和四十六年にはチエンストアの資本自由化がなされるであろうと思われる。

これは明らかに我が国の市場に興味を持っている外国資本、特にアメリカのビッグストアーが進出してくる事を意味している。

ところでアメリカのビッグストアーと我が国のそれを比較してみると資本額においては僅かに四十分の一に過ぎずこれだけをみても如何に大きな格差があるかを知る事が出来る。

そこで我が国スパーも既にその対策として

一、多店化政策（一県一店主義）

二、大型化、デラックス化

三、総合化政策の採用

四、多角化政策

を進めており、スーパー攻勢により伸び悩んでいる百貨店においても増築、改築、扱い商品の再検討とその対策が急速に行なわれている。

又各スーパーとも商社の提携、株式発行による自己資本の充実に力を注いでいる。

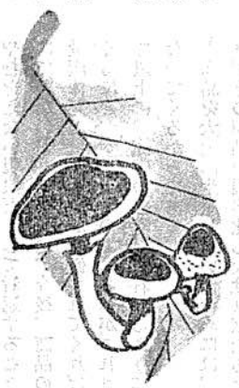
このようなビッグストアーの対策に対して専門店はどう対処すべきかを考えると、云うまでもなく商業立地がその八〇%を左右すると云われている一般小売店においては先づ古いのれんにこだわることなく商業立地の変化に応じて支店政策等をとり入れて行くことが必要である。

と同時に近年、来国の商業施策の中心である共同化、協業化、ボランタリーチエン化を真剣に考え時代に延れをとらないような積極的な姿勢が大切である。

又個々企業においては最近の消費傾向の一つの特徴である嗜好の多様性を十分考えて独創的、創造的な商品構成に意を注ぐと共にオリジナル商品の販売も考える必要がある。

最後に単なる大型化、専門店化、共同化、協業化は失敗の危険性が多分にあるので前もって慎重な計画、検討の上実行されることが肝心である。

以上



商店経営

生駒山セミナー開催

流通機構の近代化に対処

これからの商店
サービスのあり方

サービス低下の原因

最近は、商店でのサービスがいちじるしく低下してきているという声が、かなりつよくなってきている。買物をしようと声をかけても、ろくに返事をしない店員、お客から質問をうけても、「さあ」といって満足に答えられない商品知識に乏しい店員、なんとか説明することができても、友だちにでも話しかけるようにぞんざいな口をきく店員など、数えあげれば枚挙にいとまがないほど。なかには、お客が買物にくるから忙しくなって困るといわんばかりの態度をとったり、少々いたんでいる商品でも、うまくごまかしてお客に売りつけてしまえばよいという悪質なものも少数ではあるが見うけられるようだ。

なぜこんなことになってしまったのであろうか。当事者である商店経営者にその答えを求めれば、おそらく、求人難がいちばんの原因という返事がかえってこよう。

すなわち、今は求人難の時代であるから、素質のよい店員を雇用できないのが第一。それに、人手不足が深刻になってきているため、お客へのサービスをじゅうぶんにしたくても、とても手がまわりかねるというのが、その理由である。

それればかりではない。経営者としては店員をきびしくしつけ、お客に対するサービスの向上をはからねばならないと思っても、それを強行すれば店員が反発してやめてしまい、ますます人手不足に拍車がかけられるといった懸念もある。そこでつい、はれものにでもさわるような気持で管理することになり、結局、不心得な一部の店員をはびこらせることになってしまうわけだ。

お店の経営を安定させ繁栄させるためには、お客に対するサービスをよくし、お客から愛され信頼される店にならなければいけないことぐらい、ここであらためて述べるまでもなく、どなたもよくご承知のことであろう。が、人手不足が深刻化してくれば、いくらお店が繁盛し利益をあげていても、労務倒産という落し穴にはまり込む危険性がある。そのため、心ならずも経営者の多くはサービスの低下に目をつぶらざるをえない状況下にあるというわけ。こう考えてみれば、サービスの低下がお客にとって不満なのはもっともだが、商店の側にも多少の同情の余地があるということもできよう。

さらに苦しくなる商店経営

このように、今の商店のサービス問題は深刻な求人難によるものであり、今後も求人難はきびしくなりこそすれ、緩和される見通しがたてられない以上、その早急な改善は期待できないという結論に到達するわけだが、だからといって、これからの商店としては、そうした傾向をやむをえない現象だとして看過することはできない。というのは、今後、商品の量産体制と量販体制が整備されてくればくるほど、サービスのよしあしがこれまで以上に、商店の経営を左右するようになってくるからである。

商品を大量に生産していくためには、まずその商品を規格化しなければならない。ということは、量産体制がととのっていくにつれて、どこでも同じものが買えるようになることを意味しているわけだ。そうなれば、どうしてもあの店でなければというケースは少なくなる。したがって、お客としても品質に変りがないのなら、なるべく感じがよく、買物しやすい店に足をむけるのは、人情として当然のことであろう。

また、商品の大量生産化がすすめば、大量にその商品を流通させるほど流通コストは低下することになる。となれば、商品の扱い量の少ない一般商店より、量販を基本方針とする大型スーパーの方が販売価格の面ではるかに有利になってこよう。

これまでも、一般商店はスーパーの影響をいろいろとうけてきたが、全体的にみれば、その影響は予想以下であったといえるだろう。これは、一部の商品を除きわが国ではまだ量産・量販体制がじゅうぶんにととのっていなかったことから、大型スーパーの有力な武器である大量仕入れによるコストダウンを思うようにはかれなかったことが原因。それに、一般商品は消費者の身近かに店を構えており、お客からみれば、近くて買物に便利な存在であったためである。

ところが、量産、量販体制がととのってくるとなれば、大量仕入れによるコストダウン効果がフルに発揮されるようになってくるので、事情はこれまでと変ってくる。もちろん、そうなったところで、これまでと消費者の身近かに店を構えているといった立地的な有利性まで失ってしまうわけでないから、すぐに一般商店が窮地に追い込まれることはない。しかし、遠方からわざわざ特定の店をめざして来店される客は少なくなり、顧客は店のごく周囲の消費者だけに限られてくるので、従来より商圏が狭められてくるのは明らかだ。こうなれば、もともと周辺の地元客だけを対象としていた小規模のもより品業種の店はともかくとして、やや規模の大きい中型店や、遠方からも多くの顧客を集めねばならない買回り品業種の店は、かなり苦しい立場にたたされることになるだろう。

流通革新という言葉が使われるようになってから久しい。が、以上のような点から考えれば、これまではまだほんの序の口。いよいよこれから本当の革新の荒波が、一般商店に対して押し寄せてくるのだといえはしないだろうか。

サービスはやる気が肝心

そこで、これからの商店としては、この荒波をどのように押しかえしていけばよいのかが問題になってくるわけだが、結論から先にいえば、それはサービスの強化がもっとも重要なポイントといってよいだろう。なぜかというと、量産化によって今後は個性的なオリジナル商品の開発がさらにむずかしくなってくる。規格化された量販店は、大型スーパーの方が低価格で売れるということになれば、一般商店としては、サービス以外に遠方から多くの顧客を自店にひきつける手段はなくなってくるからである。

こういうと、またまたはじめに述べたように、人手が足りないからやりたくてもできないし、あえてやろうとすれば販売コストがかさんで経営を自分から苦しくするのではないか、と懸念される方もあろう。

たしかに、人手不足の現状では、昔のようなご用聞きや配達をまめにやることはできないし、人件費高の折から、無理をして店員の数をふやし、サービスをよくしようとしたりすれば、経営状態はたちまちにして悪化しよう。

サービスとは、ごく簡単にいえば、お客に満足感を与えるために奉仕をすることである。したがって、多くの人手や資金を必要とする場合も、もちろんあるが、それを必要としない場合もまた少なくないのである。

早い話が、物いわぬ販売員ともいえる正札や品質表示を適正に行なうこともサービスであるし、最近、一部で行なわれている深夜営業のスーパーもその一つだ。都会では、夜遅くまで働いている人も大勢いるのであるから、このように営業時間を昼間から夜間にきりかえることも、深夜まで働いている人にとっては、立派なサービスといえるだろう。また、地方の駅前にあるみやげもの店では、列車やバスの時刻表、それに観光地までの所要時間、タクシー料金などを客の目につきやすいところに貼り出しているが、これなども旅行客にとっては、大きなサービスといえるのではないだろうか。

このように、工夫すればサービスをする方法はいくらもあるはず。つまり極言すれば、サービスを無視している店は、それがやれないからではなく、やる気がないからだともいえるわけだ。

これからのサービスは

ところが、サービスという、とかく商品を安く売りさえすればよいだろうと考えている人もいるようだ。もちろん経営を合理化することによって一般市価より商品を安く売ることができれば、それはたしかにサービスである。しかし、はじめに不当な価格をつけて市価をいつわり、三割引き、五割引きといった誇大なキャッチフレーズをつけて安く売ったのでは、たとえ一割でも本当に市価より安かったとしても、サービスとはいえないのである。

このところ話題となっている兎肉や馬肉の問題にしても、ある業者は消費者が安いものを要求するからであって消費者にとってその責任の一端があるといった釈明をしていたが、これなど大きな心得違い。兎や馬の肉が安くて美味であるというのなら、それを積極的にPRし、消費者を啓蒙していくのが、安価なものを要求する消費者に対するサービスなのである。

商店経営者は商品に関していわばプロであり、消費者はアマチュアであるといえよう。プロがアマチュアをだますのはやさしいが、これではお客から愛され信頼される店になれるはずはないのである。こう考えてみれば、サービスとは、プロである商店側がアマである消費者側に、その良心を売ることだということができよう。

今後は技術革新によって、さらに多くの新しい商品が出現してくる。そして、そのなかには、すぐれたものがある反面、問題のある商品も出てこよう。とすれば、この良否を見分け、正しく販売するのがプロである商店のつとめ——つまり言葉をかえれば、これからの商店にとっては、消費者生活面のよいコンサルタントとなることが、もっと重要なサービスとなってくるのである。

パートタイマーに関する社会保険等の取扱について

パートタイマーに関する社会保険等の具体的な取扱いについてお知らせします。

①源泉所得税

(イ)パートタイマーに対する源泉徴収の取扱い。

パートタイマーに支払う賃金や給与に対する所得税の源泉徴収について留意しなければならない点は次の諸点である。

〈税額の計算方法〉

パートタイマーの賃金に対する税額も一般場合と同様で、すべて「給与所得の源泉徴収税額表」により計算するのであるが、そのうち月額表を使用するか日額表を使用するか使用区分はその賃金の支払形態等に応じてそれぞれつぎのようになっている。

○二カ月をこえて雇い入れた者に日ごとに支払う賃金（月一回払いの賃金）……月額表

○月給または時間給で計算し、支払う賃金……日額表

○二カ月以内の期間を定めて、雇い入れた者に日給または時間給で計算し、支払う賃金（毎日支払うものはもちろん、月一回にまとめて支払うものも含まれる）……日額表

そこで長期にわたって雇い入れたパートタイマーに支払う賃金が一カ月ごとに支払われる場合には、たとえ日給計算または時間給計算にもとづいて支払われるときでも、月額表を使用することになり、また毎日、毎日その日の賃金表を支払う場合や、五日分とか七日分とかの賃金をまとめて支払う場合には日額表を使用することになっている。ただし十日ごとに賃金を支払う場合には、月額表を使用することになっている。

しかしパートタイマーに支払う賃金は、一日中フルに就労する人に比べ賃金が低いのが通常であり税額表を通用した場合に税額が零となる事例が多いと思われるが、参考までに扶養親族等がない場合の所得税のかからないこともありますす。

これには主たる給与がある場合その支払額にたいして最低7%の税率による所得税の源泉徴収が必要であるから注意して下さい。

(イ)月額表の場合、一カ月の社会保険料控除後の賃金が二六、四九九円以下

(ロ)日額表の場合、一日の社会保険料控除後の賃金が八七九円以下

(ハ)日額表内欄の場合一日の社会保険料控除後の賃金が二、六九九円以下となっています。

またパートタイマーの賞与に対する源泉徴収もまったく一般の例によると考えてさしつかえありませんが、日額表丙欄適用者に賞与（臨時的な給与）を支払う場合には若干一般とは違った取扱いがあるから注意して下さい。

〈給与所得者の扶養控除等申告書の提出〉

パートタイマーの場合でも他に主たる給与のある場合を除いて、その年最初に給与の支払いを受ける日の前までに「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなければならないことは一般の場合と同じである。この申告書が提出されない場合には税額表乙欄による高率の所得税を源泉徴収される仕組みとなっているので注意して下さい。

②労災保険法

〈パートタイマーと労災保険の取扱い〉

労災保険はもともと労働者の業務上の災害にたいして迅速、公正に災害補償を行なうことを目的としている保険ということになる。

そのため、この保険の適用は、健康保険、厚生年金保険、災害保険などとちがい、保険に加入するのは労働基準上の事業、つまり事業主が適用対象とされている。このことが「事業適用」と呼ばれるので、大変重要な意味をもっている。つまりこれは被災者が労災保険の加入事業の労働者であることが明確であれば、この保険では保険給付をするというわけである。

この場合労働者という点であるが、労働基準上の概念から常用、臨時、アルバイト等身分関係のいかんに関係なく事業に使用され、賃金を支払われるものであるかぎり保険給付の対象である。したがってパートタイマーでも労災保険では業務上の災害を破った場合、保険給付を行なうことになる。

〈保険料手続上の留意点〉

このように、パートタイマーも対象となるから、事業主は保険料の算出納入について当然、パートの分も含めて納入しなければならない。

労災保険の保険料は毎年四月一日から翌年三月三十一日までの一年間に労働者に対して支払う賃金総額に一定の保険料率を乗じて算出されるのであるが、この賃金総額のうち、パートタイマーを含めて算出することになっている。ここで注意しなければならないのは、年度当初から予定されているものについては問題ないが、年末、年始のように臨時、突発的に雇入れるという場合には年度末の確定保険料（概算保険料）によって精算するという方法をとらなければならない。

〈保険給付での留意点〉

パートタイマーでも業務上の災害を破った場合には、通常の労働者と同様に保険料を受けることができるわけだが、労災保険の保険給付のうちには、休業補償給付、障害補償給付などのように給付基礎日額によって給付額が決められるという給付の種類がある。このためパートの場合はどうしても、この給付基礎日額が低額となることが生じる。しかしこれは給付基礎日額が原則として労働基準法第十二条の平均賃金（一日当たり稼働賃金）を基礎としていることから現在ではやむを得ないことである。

③失業保険法

〈短時間就労者に対する失業保険の取扱いについて〉

パートタイマーの失業保険法に対する適用については何ら規定していないため、昭和二十五年以来、行政通達の定める基準（注）にしたがって取り扱ってきたが、近年における労働市場の変化と労働者の特性の変化、同基準の抽象性等のため、実際には各県において同基準に具体的な適用基準を設定し、運用している。

〈注〉臨時内職的に雇用される者

つぎのすべてに該当する者は、失業保険被保険者としない。

○その者の受ける賃金をもって家計の主たる部分をまかなわない者すなわち家計補助的なもの

○反覆継続して就労しない者であって、臨時内職的に就労するに過ぎないもの、となっています。

④健康保険法

〈健康保険におけるパートタイマーの取扱い〉

健康保険は、常時五人以上の従業員を使用し、製造、販売、金融、建築など法定の種類の事業を行っている事業所と法人の事務所は強制適用事務所となり、そこに使用される者は強制被保険者となる。しかし五人未満の従業員を使用する事業所においては従業員二分の一以上の同意を得て知事に申請し、認可を受ければ全員を任意包括被保険者とすることができる。

ところでパートタイマーの雇用形態は複雑であってパートタイマーだからといって一律に健康保険の被保険者になるかならないかはいえず、個々の雇用形態に応じて判断しなければならない。

なお当所ではパートタイマー雇用のし方について、就業規則の例など、資料を取りそろえています。ご利用下さい。

石炭・石油・薪炭・豆炭・煉炭
プロパンガス・セメント・スレート

株式会社 下出商会

本社奈良市北京終町62　TEL　奈良(22)—5401～3

取締役社長　下出久治郎

大阪支店	大阪市北区梅田町47新阪神ビル7階	TEL	大阪(361)—2695～7	
奈良給油所	奈良市大森町268	〃	奈良(22)—5405～6	
法蓮給油所	〃　法蓮仲町1016	〃	〃　(22)—7651	
京終給油所及倉庫	〃　南京終町5	〃	〃　(23)—5404	
紀寺給油所	〃　紀寺町758	〃	〃　(23)—7632	
名阪奈良給油所	大和郡山市伊豆七条町11～3	〃	郡山(2)—0681	
神殿LPG充塡所	奈良市神殿町392	〃	奈良(23)—1527～8	
矢田LPG充塡所	大阪市東住吉区矢田枯木町171	〃	大阪(698)—0569	

協同・協業・集団化に憲欲的！

中小企業の意識調査結果

調査

☆…当所では最近中小企業施策の中心的課題である中小企業の協……☆
☆……同化・協業化・集団化等について、経営者自身がこれをどの……☆
☆……ように受けとめているかについてその意識調査を進めていた……☆
☆……がその結果をまとめた。尚この調査は、去る六月より七月に……☆
☆……互って管内に本社を有する商工業者の内当所会員事業場（九……☆
☆……五六社）より抽出したものである。回答率（一一・五%）……☆

一、協同化

中小企業の協同化について協同組合への加入状況を見ると、全体では、四八・二%の事業場が何等かの協同組合に加入している。これを業種別にみると

1 製造業　五九・六%
2 卸売業　三一・八%
3 小売業　三七・〇%
4 その他　五〇・〇%

製造関係の加入率が高いのは個々の企業歴史が永く、これは過去の景気変動に耐えうる手段として組織化が進んだものと思われる。

又規模別では三〇人――四九人の事業所がピークを示し（六六・七%）体質的にも組織を持つことの必要性がうかがえる。

一方組合に加入していない事業所の協同化についてみると、必要であると答えたのは全体の八四・二%を占め、必要でないと答えたのは一四・〇%に過ぎない。

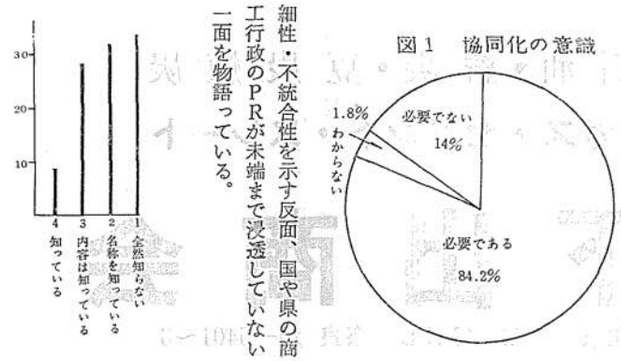
事業名	件数	%
共同購入	一二七	三三・九%
共同福利厚生	二五	二二・一%
共同販売	二二	一九・五%
金融事業	一三	一一・五%
共同受註	一二	一〇・六%
共同生産	七	六・二%
その他	二	一・八%
別にない	五	四・四%

次に「協同化を直に促進するため」の問題点についてみると

1 会員相互関係や団結力の弱さ　四一・七%
2 政府や県の指導、助成が弱い　二四・三%
3 指導者がいない　一七・四%
4 協業化できる事業の分野が少い　一五・三%

となって居り、中小企業の持つ宿命的零細性・不統合性を示す反面、国や県の商工行政のPRが未端まで浸透していない一面を物語っている。

図1　協同化の意識



二、協業化

中小企業の協同化については昭和四十二年に制度化された関係上「協業組合制度」の知名度からみると

「知っている」とするものは、二一件（一九・一%）名称を知っている程度のものが、三三件（三〇%）で約五〇%は知っているとなって居るが、知名度は一般に低いといえよう。又業種別には製造業が高く、次に小売業、その他、卸売業の順となっている。

次に協同化するについての意識は「協業組合制度」が創設後間もないためPRが充分とは云えず、知っているものが八名（七・三%）を数えるに過ぎない。

これとは別に協業化意識をみると、よい相手さえあれば是非したい三九名（三五・五%）を示し、約½強が何らかの形で協業を志向していることが判る、反面約½弱がその意志がないと答えていることはいかに協業化に踏み切ることがむつかしいかを物語っている。

又業種別では何れの業種に於いても積極性と消極性の両端を示し、企業規模別では従業員10――29人の規模に最も協業化への意識が高くこの規模を境に中堅企業及び小企業になる程低い傾向が見られる。又戦後派企業に意識が高いのも特徴である。

三、集団化

工場団地の造成など中小企業の集団化がさかんに進められている。そこで集団化に対する企業者の意識をみると全体では「是非集団化すべきだ」「将来は必要」とするものが七三・二%を占め集団化を肯定するものが圧倒的である。これは公害防止、規模拡大による土地不足などが理由として挙げられ、更には生産性の向上、労働対策を考えた結果によるものと判断される。将来団地計画が進めば一層その意識か強まるものと思われる。

図2　協業組合の知名度



図3　協業化の意識

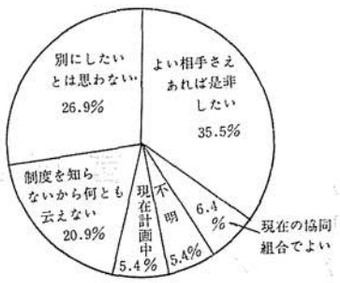


図4　集団化の意識

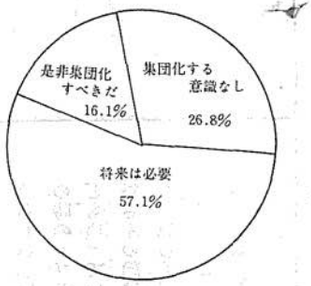
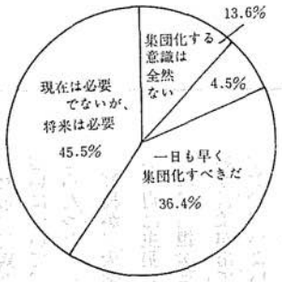


図5　寄合百貨店、ボラチン化への意識



四、卸、小売業に於ける寄合百貨店、ボランタリーチエン化

卸店小売店が寄合百貨店、ボラチン化等の集団化をはかるについては、約八〇%が集団化の意志を表明している。これは当面の流通部門における卸、小売業の直面している現状を反映しているものと思われ、国の施策の中に favor られるように何らかの方法において協同化すべきであると云う意識が高い、

又、その理由については

1 スーパー等大型店に対抗のため　（四五%）
2 商店経営合理化、近代化のため　（四〇%）

これらの理由から見ても流通部門の競争の激化が推測され真剣にこれが対策を考えていることかうかがわれる。

又、今後商店の進む道については

①専門店化　五一・五%
②協同協業化　二四・三%
③大型化　二二・一%
④セルフ化　一二・一%

となって居りこれら理由からもスーパー等大販店に対処する方針は専門店化と協同化が必要との認識が強い。

五、まとめ

この調査の結果からみると中小企業の協同化、協業化及び集団化など個々にみると多少の差違はあっても、その意識は企業相互の利益につながる協同へと志向して居り、信頼のもとで組織化を図って行くことを望んでいるものと判断されるが、反面その具体化と逼迫感に欠ける点も見受けられ、そのむつかしさが現実的な問題として今後に残された課題ではなかろうか。

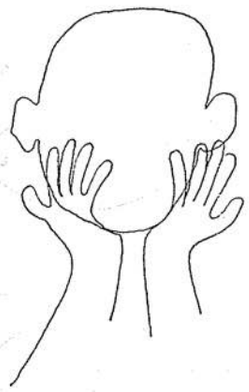
万国博とは――

世界共通の課題を語り合う場

○テーマ **人類の進歩と調和**

1 よりゆたかな生命の充実を
2 よりみのり多い自然の利用を
3 より好ましい生活の設計を
4 より深い相互の理解を

随　想



言葉と時代

作家　円地文子

もう大分前のこと、朝、テレビの「今日は奥さん」という番組のスイッチをあけたら、母親と娘たちがそれぞれ世代の違いについて、意見を述べあっているところだった。

高校か、大学ぐらいの若い娘さんが勇しく自己主張しているのをきいているうちに、「親が私たちを飼育していて」という言葉が出て来て、私は仰天した。おやおや、いよいよ人間の子供も猫や犬と一緒になったのかなと、思っていると、それに対して答えを出しているお母さんの一人も、平然として、

「私どもが子供を飼育してまいりまして……」

と言っているのに二度びっくりした。そこに居並んでいるお母さんたちと娘さんたちにとって、その言葉は一向不思議なものではないらしく、誰れの顔にも苦笑らしい影は浮んでいなかった。尤もその時のオブザーバーには扇谷正造さんなども座っていられたが、その時の扇谷さんの顔はテレビに映っていなかった。恐らく、私同様、呆れていられたか、それとも、私よりもっと先きにこういう言葉の使い方には呆れつけて平気になっていられたか扇谷さんの心境については知らない。

兎も角、最近飼育という言葉をアイロニカルに使ったのは大江健三郎さんの小説の題がはじめで、その後、婦人雑誌などで、冗談半分に男性飼育などと言いたてて女の気をそそるようになったが、この言葉が、普通の用語でないことぐらいは子供でなければ知っている筈だと私などは思っていたのだか、あのテレビを見て以来、「育てる」という日本語の代用に飼育という言葉が大真面目に使われているのを知って、「飼う」という字は動物に用いることを明示しなければならないのか、それとも、この頃の親子関係では、鳥獣の親が仔を育てるような愛へ自然に人間の社会も帰って行きつつあるのかと迷うような気持ちになった。

汎濫する方言

ラジオやテレビの普及が標準語を地方へ普及化するのと一緒に、方言を、一般の耳に入り易くしていることも著しい変化の特徴であろう。勿論、それには電波だけではなくて直接交通の便利になったことが、多くの人を楽に旅行させ、自分

の住む土地と遠く隔った地方をも馴染み易くしているためもある。

この頃のテレビなど見ていると、大阪弁、京都弁のドラマのいかに汎濫しているのかに、驚かされるし、昔だったらまるで耳なれなかった九州地方の方言なども、それを使うことによって、かえって雰囲気の出るような場合も多いのである。

関東の方言も、随分聞き苦しい音のものはあるが、この頃、さかんに流れこんで来ている大阪あたりの方言にも、厭な言葉は少くない。厭な下品な響きではあるが、感じは更にぴったりしているので、自然流行するようになるのであろう。「どまん中」だの「ど根性」だと「えげつない」などという言葉の感じは、東京にも似たようなものはあるけれども、現代の泥まみれな時代にこれほどそのものずばりの強い感じは出ないのである。

大学紛争も新語を生む

この頃の大学紛争も色々新しい言葉を私に教えてくれた。

第一に、東大で使いはじめた総長代行のいう言葉も今こそ全国に波及して、珍しくなくなったが、はじめて使われた時には耳新しかった。いづれ法律専門家が寄りあって考え出した名称なのだろうから、代理とは違う意味があるに決っているが、第三者から見ていると、昔、私たちの若い頃には左翼の闘士と言ったのが今では活動家という名と変っている程度の変化に思われないでもない

ゲバルドなどという言葉もはじめは独逸語らしいぐらいに思っていたのが、だんだん集団活動が大規模になって来るに従って、社会全般にもこの学生用語がひろがって行って、「ゲバ」とか「内ゲバ」とか「ゲバる」などという動詞まで出て来ている。現在、ゲバという言葉を知らない日本人は少いのではかいかと思われるほどだ。時の勢というものはそういうものであるらしい。

戦前の、左翼運動は戦争が強まるに従って、徹底的に組織を潰滅させて行ったから、デモなどというものは、戦時中を通して日本には全く見られなかったわけだ。いや、満州事変以前の日本でも、集団的なデモは見られないと言ってよかった。

デモの行われはじめたのは戦後である。そうして労働者のストライキ以上に学生運動が集団デモの形式をとって、大学という明治以来の日本の組織の内の強固な一つの部分を、兎も角も揺り動かし変形させつつあるというのは、興味のある一つの事実に違いない。そうして又、それが日本だけでなく国際的にも個々の意味を持つ動きであることも二十世紀の後半紀の一つの現象として注目されるのではないだろうか。

つい四・五日前にも、東京の町で道路の舗装をヘルメットの人たちがはがしているのをみて、同行者が「おや又デモかしら」といったら、道路工事のためであったという話をきいた。笑い話のようで笑えない話である。

筆者略歴　故帝国学士院会員、東京帝国大学文学部長、文学博士上田万年次女、昭和三年『女人芸術』に発表の戯曲「晩春騒夜」が築地小劇場に上演、昭和二十九年「ひもじい月日」により女流文学賞受賞、昭和三十二年「女坂」により野間文芸賞受賞、昭和四十一年「なまみこ物語」により第五回女流文学賞受賞。
国立劇場理事、日本文芸家協会理事、女流文学者会会長、日本ペン・クラブ会員、演劇家協会会長。

【問】従業員に対する退職金の共済制度のほか、私たち事業主に対する退職金制度が出来ているそうですが、そのあらましをご教示下さい。

【答】国は中小企業対策の一環として、特に小規模企業において、一般的経営の基礎が不安定であるために、その不安を多少なりともやわらげることと、最悪の場合にも取りあえずの生活の基礎を確保するねらいから、事業主の皆様（法人の場合は役員を含む）を対象にした「小規模企業共済制度」を作りましたが、当所でも取扱っています。

同制度は事業運営費が国の補助金でまかなわれているため、運用利益は全て加入者に還元されるほか、支払うべき共済金額は法律で定められ、しかも共済金額の適否は物価に見合わせて五年に一回検討することが法律できめられていることや掛金の全額が所得控除されるなど加入者には非常に有利な制度となっております。

掛金は、月額一口五百円で、最高十口五千円まで五百円刻みで10種類あります。口数はご自分の負担能力や将来の共済金額などを考慮してご自由に選択できます。共済金の支払いは、事業の廃止があったときや、法人の場合はその解散があったときまたは死亡の場合と、そのほか六十五才以上で掛金払込年数が20年以上の方が請求したときのふた通りがあります。

一例をあげますと、かりに毎月十口五千円を20年掛け続けると掛金合計は百二十万円ですがこの場合に支払われる共済金は二百十六万九千百円です。

このため、この制度はむしろ国の信用を背景として不時に備える有利な貯蓄、蓄積の手段としてお奨めするものです。

【問】私はA・B・Cの三人を知人の連帯保証人にして、知人に百五十万円を貸しました。ところが、今般都合によりAの連帯保証を全部ぬくことになりましたがどんな点に注意すればよいでしょう。



【答】一、保証をぬくということは、保証債務を免除することであって、債務者が保証人に対して保証債務を消滅させる意思表示をして、その保証債務を消滅させることであります。主たる債務者の意思を問わず、債権者の保証人に対する一方的な意思表示によってなされ、黙示的でも、条件つきでも、また、その一部を免除することもでき格別の方式を要しません。保証債務は主たる債務に従属し、これを担保する債務にほかなりませんから、たとえ主たる債務者の同意を得ずして保証債務を免除したとしても、これによって債権者が主たる債務者に対して有する債権には何の影響もありません。

しかし、ご質問のように他に連帯保証人があったり担保提供者がいる場合は、それらの者のうち一人、または数人に対して保証債務等の免除を行なうと、債権者が他の保証人等に対する権利に変化を生ずる場合があります。

二、すなわち、保証人・担保提供者等が債務の弁済をするに当っては、（民法第五〇四条）のであります。本条にいう「担保」のなかには連帯保証人のような人的担保も含まれ、債権者が保証債務を免除する場合もこれに該当することになります。

連帯保証人等は債権者に対する関係では主たる債務全額の支払義務があるが、保証人相互の内部関係では一般に頭数に応じただけの債務（これを負担部分といいます）を負担しているのであります。

従って、債権者がある保証人に対し全額保証債務を免除すると、免除されない他の保証人は内部的に当初予定された負担部分以上の義務を負うこととなり、保証をした当時の期待に反する結果となりますので、債権者の一方的意思表示によってなされた免除によって当初の負担部分を越え、負担部分が増ずることとなったときは、その越える部分につき債権者に対する責任を免れることを規定しているのであります。

三、ご質問の場合、連帯保証人が三人いるので内部関係において各保証人の負担部分はそれぞれ三分の一でありますが、債権者がAに対して全額保証債務を免除したのですから他の連帯保証人B・Cはそれぞれ A の負担部分（五十万円）を除く百万円についてのみ保証債務を負担することとなります。（主たる債務は依然として百五十万円です）

四、この理は保証債務の一部免除の場合にも該当し、全部免除があった場合の比例計算により、例えば、債権者がAに対し三十万円の保証債務を免除した場合Aの負担部分三分の一の割合による金額に該当する十万円のみ義務を免れB・Cは百四十万円の保証債務を負担することとなります。

五、このように、保証債務の免除は、他の保証人に対する債務をも滅失させることになりますから、債権者は十分注意し、慎重に処置しなければなりません。

このような結果をさけるためには、免除をうけない保証人から『債権者が他の保証人に対し保証債務の免除をしても、免除を受けない保証人において保証債務全額の支払義務がある』旨、または『民法第五〇四条に定める免除の利益を主張しない』の旨の承諾をとっておくべきでしょう。

おしらせ

産業安全衛生施設等特別融資について

奈良労働基準局

この融資制度は、機械の安全装置、保護具、測定器具、換気装置等労働者の安全と健康保持のために必要な施設の整備に必要な資金を長期かつ低利の条件でお貸しして、皆さんのご便宜を図り、労働災害の防止に寄与しようとする制度です。

●申込み先

○中小企業金融公庫……大阪支店、代理店（各会社機関）
○国民金融公庫……奈良支所

●貸付けを受けることのできる方

資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が三百人以下の会社及び個人であって、次の業種に該当する方です。

(1)製造業　(2)建設業　(3)貨物運送業　(4)倉庫業
(5)貨物運送取扱業　(6)土石採取業

●貸付けの対象となる施設

別表に掲げたものです。

●利　率

貸付実行後三年間　年六分五厘　三年をこえる期間　年七分

●償還期限

七年以内です。（据置期間一年以内）

●融資限度

中小企業金融公庫扱いのものは、この融資だけで一千万円以内
国民金融公庫扱いのものは、他の融資額と併せて六百万円以内

●労働基準監督署長の証明

借入れ申込みの際に施設の設置の必要性につき労働基準監督署長の証明が必要です。

産業安全衛生設備に対する減税のお知らせ

奈良労働基準局

事業主の皆さんが、労働者の安全確保と健康保持のために、有害ガスや粉じんの局所排出装置等を新設した場合に、所得税又は法人税について特別の償却を認めるとともに固定資産税について三年間の減税をして、皆さんの税金のご負担を軽減し、労働災害の防止に寄与しようとする制度です。

●減税の対象になる設備

(1) 活線作業用具の絶縁性能検査装置
(2) 有害ガス局所排出処理装置
(3) 紛じん局所排出処理装置
(4) 可搬式換気装置
(5) 再圧タンク

●減税の取扱をうける手続

所得税・法人税……中間申告書又は確定申告書に減税対象の設備である旨を記載し、合理化機械等特別償却の範囲額の計算に関する明細書を添付して所轄の税務署に提出して下さい。

固定資産税……償却資産申告書に右記である旨を記載し、市町村（税務担当課）へ提出して下さい。

●減税の内容

所得税・法人税……新設した年の所得の計上償却費として必要として必要経費に算入する額（事業年度における法人税法上の償却範囲額）は、普通の償却額と取得価額の三分の一との合計額の範囲内で行なえます。

固定資産税……新設した当初三年間の固定資産税は、普通の場合の二分の一になります。

国民金融公庫の年末融資

国民金融公庫では、左記の貸出条件で、小規模事業者に対する事業資金の融資を取扱っておりますが、年末に資金を必要とする方は、おそくとも十一月十日までに申込みするようのぞんでいます。なお、現在長期資金を利用中の方でも、短期の運転資金を重複して借入れすることができます。

詳しくは、同公庫奈良支店（奈良市内侍原町五一の一電話二三一八〇四一）窓口（又は奈良商工会議所業務課㈼六〇七五にご相談ください。

記

貸付対象　資本金一千万円以下の法人及び個人で従業員数が百五十人以下（商業・サービス業の場合は五十人以下）の企業

貸付金額　五百万円まで（重複貸付の場合は貸付残高の合計額が五百万円以下）

利　息　年利　八分二厘

貸付期間　設備資金　七年／運転資金　五年　以内（但し、短期運転資金は一年以内）

返済方法　原則として月賦返済

保証人　一名以上

担　保　三百万円をこえる場合は原則として不動産もしくは有価証券の担保が必要です。

人材開発コーナー

当所では、現下の求人事情にかんがみ奈良公共職業安定所でご協賛を得て中高年の求職者の内、管理職及び専門的職業者、技術者の雇用促進をはかる人材開発のためのコーナーを開催して参りましたが十月二十日現在の求職者は次の通りですのでご通知致します。

尚、本コーナーは安定所より提供を受けた求職者リストを常に備えつけ3回（10日、20日、31日）更新致して居りますので、ご希望の向きは左記一覧表をご覧の上ご来所下さい。

記　（10月20日現在）

○男子の部		○女子の部	
生産管理	2	工場単労	1
一般事務	2	経理事務	2
運転手	1	縫製工	1
板金工	1	一般事務	2
整備工	1	店員	1
用務員	1	洋裁	1
中グリ盤工	1	工場単労	1
管理職	1	看護婦	1
集金	1	掃除人	1
営業	1	薬剤師	1
印刷製版工	1	包装工	1
製針工	1	電話交換手	1
大工	1	寮母	1

取照引会

◆売り希望

防水剤　大阪　日本特企㈱
呉服　鹿児島　井口昭男
業務用食器　富山　富山商工会議所
風呂用器具　大阪　日本消費者教育協会
縫取刺繍額　八日市　八日市商工会議所
アルミ室内装飾品　東京　北陸アルミュウム㈱
進物贈答用品　松山　大泉株式会社
記念品、贈答品　藤江　藤江商工会議所

◆買い希望

工芸品　仙台　松浦しげみ
絵ハガキ　松本　藤野七宝堂
繊維　豊中　平本商店
一刀彫　帯広　帯広商工会議所
ショピングバッグ
レディバック　千葉　香港物産千葉支社
竹製品　群馬　金子商店
茶道具　京都　やました
工芸品、民芸品　岡山　岡山商工会議所
鹿の角製の土産品用箸　京都　㈲アトリエ・ファイブ
製朱　大阪　浅井産業㈱
ビーチサンダル　柏崎　かねまさ商店
べにがら削墨　愛媛　武田忠雄



議員異動（44・10・1）

新　川上冬樹氏
㈱三和銀行奈良支店長
旧　加藤幸一氏

当所の巡回スライド及びテープ名ご案内

当所では会員事業所の方々に新しい経営感覚を正しく身につけて戴くため左記のスライドフィルム及テープを準備致しておりますのでせいぜいご利用下さい。

◎お申込みは当所業務課へ　電話㈼六〇七五㈹

(A)商店経営シリーズ

1 サービスとは。
2 販売効率をあげには。
3 上手なお客の応待法。
4 上手なお店の広告戦略。
5 経営改善への道。
6 お客は常に正しい。
7 販売値段は一つしかない。
8 お客は満足をかう。
9 商店における陳列と照明。
10 〃　〃　（最寄品の部）
11 新しい販売。
12 商店街活動。
13 包装の仕方。（基本編）
14 〃　（応用編）
品質表示と販売促進。
15 繁栄する商店街。
16 店頭販売の祕訣。（接客編）
17 〃　（陳列編）
18 これからの小売商店の生きる道。
19 今日の店舗、明日の繁栄。
20 税金の怖れない経営。
21 貴方にも開かれている金融の窓口。
22 働きよい店、のびる店。
23 品質管理とは。
24 若い芽を育てよう。
25 みんなで街づくり。
26 商店の労務管理（上）
27 〃　（下）
28 これからの商店主婦。
29 お客さまの買物心理。
30 店員の一日（上）
31 〃　（下）
32 貴方にも出来る店舗の診断
33 安心を積立てる。
34 これからの商工青年。
35 上手な仕入、下手な仕入。

(B)工場経営シリーズ

1 カギは貴方が握っている。
2 ぼやぼやしちゃいられない。
3 やさしい複式簿記。
4 新しい人間関係。
5 人間関係のポイント。
6 あなたもコストダウン出来る。
7 我々は原価を作っている。
8 下請企業の経営改善。
9 売れる製品の作り方。
10 所得税のいろは。
11 中小企業の産業安全。
12 品質管理とは。
13 あなたにもできる工場診断。

(C)実務訓練関係

1 正しい電話の応接。
2 正しい受付と接待の仕方。
3 正しい態度。
4 積極性を伸ばすには。
5 命令の受け方、報告の仕方。
6 会議の開き方。
7 話し方の技術。
8 T・W・Iとは。
9 教え方の四段階。
10 人を協力させるには。
11 作業分析。
12 安全。
13 電話の心得。
14 停れ、見よ、そして訊ねよ。
15 職場のモラール。
16 新しい労使の在り方。
17 店員訓練。
18 楽しい職場を作るには。
19 新時代の社員として。（組織と個人の調和）
20 販売を成功させるには。（訪問のしかた、話しかた）

昭和四十四年十月三十日印刷
昭和四十四年十一月一日発行
編集兼発行人　奈良市東向中町六　中村貞三
印刷人　奈良市橋本町三六　乾太郎
印刷所　奈良市橋本町三六　奈良明新社
発行所　奈良市東向中町六　奈良商工会議所　電話奈良㈼六〇七五㈹

経営改善のパトロール

◆小規模事業の皆さん

商工会議所では市内の小規模事業者の経営および技術の改善のお役にたつため無料で、巡回して皆さん方のご相談に応じております。皆さん方より受けるご相談事項については、相談の機密を十分お守りいたしますから、何卒ご安心の上お気軽にご利用下さい。

◆経営指導員とは

通産大臣より資格認定を受けた実務指導者で、何れも奈良商工会議所職員ですから、きっと皆さん方のご満足をいただけるものと思います。

◆経営指導員の取扱う仕事

相談—生産、販売、労務、税務、金融など商工業一般診断お店や工場の経営状況を実地に診断し、今後の経営改善の指針をお教えします。その他—小規模事業の皆さん方に必要な法律や市できめられた種々の手続きなどについてもご説明いたします。

◆ご相談はすべて無料、お気軽に電話を……

TEL㈼6075㈹

KING



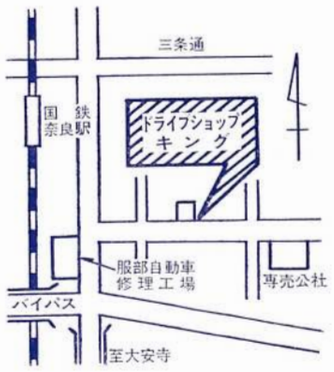
◎部品部　各種外車・国産車部品
付属品、工具

◎用品部　日本ドライブショップチェーン加盟店
J. A. F. 取扱店
アクセサリー・ドライブ用品

キング商會

奈良市杉ヶ西町35―2(専売公社通り)

TEL 奈良 (0742) 22―0106㈹



奈良近鉄タクシー株式会社

本社　奈良㉓1181　大代表

取締役社長　杉本勝彦

＜事業場一覧＞

奈良	奈良㉒5501代	富雄	奈良㊺0096・㊺0981	桜井	桜井②6288代②2070
近鉄前	〃 ㉒5271	生駒	生駒③2067・③4321	榛原	榛原⑤0551代
紀寺	〃 ㉓1185	生駒台	〃 ③2965	大宇陀	大宇陀③0018・③0049
法華寺	〃 ㉒0966	九条	郡山②7246	五条	五条②3297代
尼ケ辻	〃 ㉓6461	天理	天理②1453・②0082	下市	下市3705代
西大寺	〃 ㊺0987代	八木	橿原②1032・②1033	上市	吉野2961代
あやめ池	〃 ㊺0095		橿原②2141・②4311	吉野山	〃 3021
学園前	〃 ㊺0091代	橿原神宮	〃 ②0478	柏木	柏木 33
登美が丘	〃 ㊺0781	壺阪	高取2043	吉野	吉野5305
		高田	高田②5921代		

格安の電気代で



お飲みものから――お風呂までお湯のことなら

自動電気温水器
蓄熱ルームヒーター



安全・便利で衛生的
その上経済的な理想の暖房器

くわしくは、お近くの関西電力へどうぞ！

みなさまの 関西電力

奈良県に本店のある

皆様の銀行



株式会社

三榮相互銀行

取締役社長 野村萬作

本店 奈良市下三条町八番地

支店 下市町、高田市、桜井市、天理市
五条市、大阪市、上市町、西大寺町
生駒町東生駒